

会 則 ・ 規 約

第 1 章 総 則

第 1 条（名称）

この会は、「名住協地域型ブランド化住宅推進協議会」という。

第 2 条（事務局）

この会は事務局を名古屋市守山区天子田 3-519-2 内に置く。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条（目的）

- ・住宅建設関係業務に従事する者同士の交流により、互いの業務の向上を目指す。
- ・当会への参加により、会員の業務が豊かになり業界の発展と貢献を成すものとする。
- ・会員それぞれに異なった立場・主義・主張・業務にこだわることなく接点を見い出し協調することとし、相互の理解と親睦を深め、会の発展を助け、日々の業務の糧とすることを目的とする。

第 4 条（事業）

この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住宅建設、住宅環境創りに関する、調査及び研究
- (2) 住宅建設、住宅環境創りに関する、講習会、講演会の開催
- (3) 住宅建設、住宅環境創りに関する、広報宣伝活動事業
- (4) 住宅完成保証制度の調査・研究及び推進
- (5) 優良会員および本会功労者の表彰に関する事業
- (6) 会員の弔慰に関する事業
- (7) 会員相互の扶助ならびに親睦に関する事業
- (8) その他この会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

第 5 条（種別）

この会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した住宅建設事業者。
- (2) 賛助会員 この会の事業に賛同しグループ登録したもので、幹事会の承認を得た者。

第 6 条（入会）

会員になろうとする者は、入会申込書及び正会員 2 名の別に定める推薦状を会長に提出し、幹事会の承認を受けなければならない。

第7条（入会金及び会費の納入等）

- （1）会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。
- （2）特別の会費を必要とするときは幹事会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。
- （3）正会員の出資金は、1口1万円とする。
- （4）正会員の入会金は、15口とする。但し、協同組合加盟者は5口とする。
- （5）年会費は36,000円とする。但し、協同組合加入者は12,000円とする。

第8条（経費）

本会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- （1）入会金
- （2）会費
- （3）協賛金
- （4）事業収入
- （5）寄附金品
- （6）その他の収入

第9条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- （1）退会したとき
- （2）死亡したとき
- （3）除名されたとき

第10条（退会）

会員が退会しようとするときは、理由を付して、退会届を会長に提出しなければならない。

第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長が除名することができる。ただし、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

- （1）この会の名誉を傷つけ、またはこの会の目的に違反する行為があったとき。
- （2）この会の会員として義務に違反したとき。
- （3）会費を1年以上滞納したとき。

第12条（会費等の返還）

会員が既に納入した会費、入会金その他の搬出金品は、これを返却しない。

第4章 役員・顧問及び相談役

第13条（役員）

- （1）この会に次の役員をおく。
 - ・会長 1名

- ・ 副会長 1 名
- ・ 幹事 若干名
- ・ 監査 2 名

(2) 会長、副会長、及び幹事をもって民法上の理事として監査を民法上の監事とする。

第 14 条（役員を選任）

幹事及び監査は総会でこれを選任し、会長、副会長は幹事の互選とする。

第 15 条（役員の職務）

- 1) 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3) 事務局は会長及び副会長を補佐し、日常に事務を処理する。
- 4) 幹事は幹事会を構成し、会務の執行を決定する。

第 16 条（監査の職務）

監査は民法第 59 条の職務を行う。

第 17 条（役員任期）

- (1) この会の役員任期は、2 年とする。
- (2) 役員は再任されることができる。
- (3) 役員は辞任の場合又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 18 条（役員解任）

役員が次の各号の一に該当する場合は総会の決議により、解任することができる。

- (1) 心身の支障のため職務の執行に耐えられないと認められる時。
- (2) 職上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められる時。

第 19 条（顧問及び相談役）

- (1) この会に、顧問及び相談役を置くことができる。
- (2) 顧問及び相談役は、幹事会の決議を経て会長が委嘱する。
- (3) 顧問及び相談役は、この会の運営及び業務について会長の諮問に応ずる。
- (4) 顧問及び相談役の任期は役員任期に準じその承認が文書による。

第 5 章 会 議

第 20 条（種別）

この会の会議は、総会及び幹事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

第 21 条（構成）

- (1) 総会は、正会員をもって構成する。
- (2) 幹事会は、幹事をもって構成する。

第 22 条（権能）

- (1) 総会は、この会則に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- ・ 事業計画及び収支予算
 - ・ 事業報告及び収支決算
 - ・ その他、この法人の運営に関する重要事項
- (2) 幹事会は、この会則・規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- ・ 総会の議決した事項の執行に関する事
 - ・ 総会に付議すべき事項
 - ・ その他総会の議決を要しない会務に関する事項

第 23 条 (開催)

- 1) 通常総会は、毎年 6 月に開催する。
- 2) 臨時総会は、幹事会が必要と認めたとき、又は正会員の 5 分の 1 以上若しくは監査から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
- 3) 幹事会は、会長が必要と認めたとき、又は幹事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第 24 条 (召集)

- 1) 会議は会長が招集する。
- 2) 会議を招集する場合は、構成員に対し、会議の目的たる事項日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の 7 日以前の通知をしなければならない。ただし、会長が緊急に幹事会を開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

第 25 条 (議長)

- 1) 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。
- 2) 幹事会の議長は、会長がこれに当たる。

第 26 条 (定款)

会議は総会においては正会員、幹事会においては幹事の 3 分の 1 以上の出席がなければ開催することはできない。

第 27 条 (議決)

- (1) 総会の議事は、この会則に別に規定するもののほか、出席会員の過半数をもって決する。
- (2) 幹事会の議事は、幹事の過半数をもって決する。
- (3) 可否同数のときは、議長がこれを決する。

第 6 章 委員会組織

第 28 条 (委員会組織)

- 1) 会の事業運営のため下記の各委員会を置く

- イ 総務委員会
- ロ 技術委員会
- ハ 維持管理委員会

- 1) 各委員会の委員長・副委員長は、幹事会にて選任する。

- 2) 委員については、各委員会・副委員長が選任する。
- 3) 委員長・副委員長・委員の任期は、2年とする。
- 4) 第4条の各事業を行う時、各委員会は協力し調整をはかるものとする。

第7章 資産及び会計

第29条（資産の構成）

この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1) 会費及び入会金
- 2) 協賛金
- 3) 寄付金品
- 4) 事業に伴う収入
- 5) 資産から生ずる収入
- 6) その他の収入

第30条（資産の管理）

この会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経る

第31条（経費の支弁）

この会の経費は、試算をもって支弁する。

第32条（予算及び決算）

- 1) この会の収支予算は、総会の議決を経て定める。ただし、総会の日まで前年度の予算を基準として執行する。
- 2) 収支予算は、年度終了後2ヶ月以内にその年度末における財産目録とともに、監査の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第33条（予算の更正及び補正）

- 1) 緊急に予算の更正及び補正の必要が生じたときは、幹事会において決定することができる。ただし、この場合、次期総会の承認を得なければならない。

第34条（会計年度）

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、同年3月31日に終わる。

第8章 会則の変更及び解散

第35条（会則の変更）

この会は、総会において正会員の3分の2以上の同意を得なければ、変更できない。

第36条（解散）

この会は、総会において正会員の3分の2以上の同意を得て解散することができる。

付 則

細則 慶弔金，見舞金

正会員その家族および、賛助会員に弔慰金と祝金を給付する。

家族とは、配偶者、父母、子、同居している義理父母とする。

第 1 条 弔慰金

正会員とその家族および、賛助会員が死亡した場合、弔慰金と生花を給付する。

弔慰金 五千円

生花 一万五千円

第 2 条 結婚祝金

正会員が結婚した場合

祝金 一万円と祝電を給付する。